

別紙－２（特定調達契約等）「総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準」 新旧対照表

別紙 「総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準」（新）	別紙-2 「総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準」（旧）
1. 落札者の決定方法 <u>(1) 落札者は、配置予定技術者を専任で配置できる落札仮決定者とする。</u> <u>(2) 落札仮決定者が配置予定技術者を専任で配置できない場合は、2の要件を満たし、落札仮決定者の次に評価値の高い者（以下、「次順位者」という。）を落札仮決定者とし、(1)の規定を準用する。</u> <u>(3) 次順位者以外に落札候補者がある場合は、(2)の規定を準用する。</u> 2. 落札仮決定者の決定方法 入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」及び「技術提案等」をもって入札に参加し、次の(1)～(4)の要件に該当する者のうち、「3. 総合評価の方法」によって得られた<u>評価値</u>の最も高い者を落札仮決定者とする。 なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札仮決定者を決定するものとする。 <u>また、落札仮決定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不適当であると認められるときは、落札仮決定者としない場合がある。</u> (1) 入札価格が、予定価格の範囲内であること。 (2) 入札に係る技術提案等が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要求要件をすべて満たしていること。 (3) 評価値が、<u>基準評価値を下回らないこと。</u> $\text{基準評価値} = \text{標準点} / \text{予定価格} \times 100,000,000$ <u>なお、予定価格の単位は円とする。また、基準評価値は小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。</u> (4) 入札価格が、長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成15年長崎県告示第782号）に基づく低入札調査の対象となる場合は、発注者が行う低入札調査（履行能力確認調査含む。以下同じ。）により契約の内容に適合した履行がされると判断されるもの。	1. 落札者決定の方法 <u>落札者は、長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領（平成19年18監第467号）11及び11の2の規定に基づき決定する。</u> 2. 落札仮決定者の決定方法 入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」及び「技術提案」をもって入札に参加し、次の(1)～(3)の要件に該当する者のうち、「2. 総合評価の方法」によって得られた<u>数値（以下「評価値」という。）</u>の最も高い者を落札仮決定者とする。 なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札仮決定者を決定するものとする。<u>ただし、落札仮決定者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者とすることがある。</u> (1) 入札価格が、予定価格の範囲内であること。 (2) 入札に係る技術提案が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要求要件をすべて満たしていること。 (3) 評価値が、<u>標準点（技術資料を全て提出し、技術提案が標準案を満たしていれば与えられる点数。）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。</u>

3. 総合評価の方法

評価値は、次の算出方式により算定する。

(1) 評価値の算出方式

評価値 = (標準点 + 工品質リスク + 加算点) / 入札価格 × 100,000,000

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は小数第3位 (小数第4位を四捨五入) までとする。

(2) 標準点

標準点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で、100点とする。

(3) 工品質リスクの算出方式

① 入札価格が履行確認強化価格 (注1) 以上の場合

工品質リスク = 0

② 入札価格が履行確認強化価格未満で、かつ、入札価格の内訳のいずれもが数値的判断基準 (注2) 以上の場合

工品質リスク = (入札価格 - 履行確認強化価格) / 設計金額 × 100

なお、工品質リスクは小数第3位 (小数第4位を四捨五入) までとする。

③ 入札価格が履行確認強化価格未満で、かつ、入札価格の内訳のいずれかが数値的判断基準未満の場合

工品質リスク = -60

(注1) 履行確認強化価格 (千円未満は切り捨てる。)

【土木工事の場合】

直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費相当額 × 1/5 …… (A)

(A) により算出した額が設計金額の 0.85 以上の場合、設計金額 × 0.85

(A) により算出した額が設計金額の 2/3 未満の場合は、設計金額 × 2/3

【建築工事の場合】

直接工事費 × 9/10 + 共通仮設費 + 現場管理費相当額 × 1/5 …… (B)

(B) により算出した額が設計金額の 0.85 以上の場合、設計金額 × 0.85

(B) により算出した額が設計金額の 2/3 未満の場合は、設計金額 × 2/3

3. 総合評価の方法

評価値は、次の算出方式により算定する。

(1) 評価値の算出方式

評価値 = (標準点 + 工品質リスク + 加算点) / 入札価格 × 100,000,000

なお、入札価格の単位は円とする。また、工品質リスク、加算点、評価値は小数第3位まで表示する。 (小数第4位を四捨五入)

(2) 標準点

標準点は100点とする。

(3) 工品質リスクの算出方式

入札価格が履行確認強化価格 (注1) を上回る (同価格の場合も含む) 場合
工品質リスク = 0

入札価格が履行確認強化価格を下回り、かつ、入札価格の内訳が数値的判断基準 (注2) をいずれも上回る (同価格の場合も含む) 場合

工品質リスク = (入札価格 - 履行確認強化価格) / 設計価格 × 100

入札価格が履行確認強化価格を下回り、かつ、入札価格の内訳が数値的判断基準のいずれかを下回る場合

工品質リスク = -60

(注1) 履行確認強化価格 (千円未満は切り捨てる。)

直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 × 1/5

直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 × 1/5 が設計額の 0.85 を超える場合は、設計額 × 0.85

直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 × 1/5 が設計額の 2/3 に満たない場合は、設計額 × 2/3

【その他の工事の場合】

土木工事及び建築工事に準じて算出した金額

(注2) 数値的判断基準 (千円未満は切り捨てる)

工事費内訳書の直接工事費が設計金額の直接工事費の 75%

工事費内訳書の共通仮設費が設計金額の共通仮設費の 70%

工事費内訳書の現場管理費 相当額 が設計金額の現場管理費 相当額 の 60%

工事費内訳書の一般管理費が設計金額の一般管理費の 30%

(4) 加算点の算出方式

加算点は、「(5) 評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出方式により算定する。

加算点 = (入札参加者の配点合計/配点の満点合計) × 加算点の満点

なお、加算点の満点は 30 点とする。また、加算点は小数第 3 位 (小数第 4 位を四捨五入) までとする。

加算点 = (評価点数の合計値 / 評価項目毎の満点の合計値) × 30 点

~~加算点の最高点は、案件毎に設定するものとする。~~

(5) (略)

(注2) 数値的判断基準 (千円未満は切り捨てる)

工事費内訳書の直接工事費が設計金額の直接工事費の 75%

工事費内訳書の共通仮設費が設計金額の共通仮設費の 70%

工事費内訳書の現場管理費が設計金額の現場管理費の 60%

工事費内訳書の一般管理費が設計金額の一般管理費の 30%

(4) 加算点の算出方式

加算点は、最高点を〇〇点とする。「(5) 評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出方式により算定する。

加算点 = (評価点数の合計値 / 評価項目毎の満点の合計値) × 30 点

加算点の最高点は、案件毎に設定するものとする。

(5) (略)